

## 規制シート(様式)

190195101490001

平成28年12月7日

規制の名称	船舶職員及び小型船舶操縦者法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局海技・振興課 課長 橋本 亮二
規制目的	船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もつて船舶の航行の安全を図ること		
規制内容の概要	<p>○一定規模以上の船舶には、船舶職員(海技士)を乗り組ませなければならない(法第18条第1項)こととするとともに、小型船舶には、小型船舶操縦士を乗船させなければならない(法第23条の31第1項本文)こととしている。</p> <p>○海技士及び小型船舶操縦士の資格については免許制とし、免許の要件等を定めている。(第4条、第23条の2等)</p> <p>○小型船舶操縦者が、小型船舶を操縦するときに遵守しなければならない事項を定めている(第23条の36)。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法では、船舶の航行の安全を図るため、船舶に乗り組む者の知識・技能等の点から、船舶のトン数等の区分に応じて、乗り組ませべき船舶職員等の資格について最小限の基準を定めている。</p> <p>また、小型船舶の遵守事項は、上記同様に小型船舶の航行の安全を図るため小型船舶固有の特性を踏まえ、必要最低限の安全事項を規定している。</p> <p>以上のように、船舶航行の安全を図るといふ公共的な目的を達成するため、最小限度の規制は必要である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		